

答 申

第 1 審査会の結論

岐阜県警察本部長 (以下「実施機関」という。) が行った、公文書の存否を明らかにしない非公開決定は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例 (平成 12 年岐阜県条例第 56 号。以下「条例」という。) 第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年 12 月 14 日付けで実施機関に対し、「私が平成 21 年 3 月 1 日に提起した書籍等の閲覧の禁止に係る警察本部長に対する審査の申請について同本部長は次のように裁決した (留管第 213 号) 「要件を審理したところ、申立人から「新聞を自弁購入できるのか」と問い合わせを受けた留置担当官が、その質問に対する回答と説明を行っている」と裁決しているので、「その質問に対する回答と説明」の文書 (以下「本件対象公文書」という。) 」の公開を請求した。

2 実施機関の決定

これに対し実施機関は、平成 22 年 1 月 4 日付け留管第 1203 号により、「公開請求に係る公文書の存否について回答すると、特定個人の審査申請の有無を明らかにすることになり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを公開することとなるため (条例第 6 条第 1 号に該当) 、公開請求に係る公文書の存否についても応答できません。」との理由を付して、公文書非公開決定 (以下「本件処分」という。) を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成 22 年 1 月 19 日付けで、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 5 条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である岐阜県公安委員会 (以下「諮問庁」という。) に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本人からの公開請求

公開することにより個人の権利利益を害する情報とは他人の情報を言うのであるが、本件対象公文書は審査請求人に交付されるものであって、公開することにより個人の権利利益を害するおそれはなく、条例第 6 条第 1 号に該当しない文書である。

(2) 条例第 6 条 1 号ただし書イ該当性について

「その質問に対する回答と説明」は行政不服審査法第 41 条第 1 項の「裁決は書面で行い、かつ理由を附し・・・」と規定されている「理由部分」であるから、審査請求人に開示されるべき情報であって、条例第 6 条第 1 号のただし書イに規定する「法令の規定により又

は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるから、これを公開することが「特定個人の審査申請の有無を明らかにする」不開示理由として、まかり通るのであれば（書籍等の閲覧の禁止に係る）審査申請そのものの応答の存在意義が問われかねず、失当である。

(3) 条例第6条1号ただし書き口該当性について

審査請求人から「新聞を自弁購入できるのか」と問い合わせを受けた留置担当官が「その質問に対する回答と説明」を行っているという「理由部分」は留置担当官の職務に関することであるから、条例第6条第1号のただし書き口に規定する「地方公務員の職務遂行の内容に係る部分」であり、非公開理由とはならない。

第4 諮問庁の主張

諮問庁が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

対象公文書については、請求の趣旨を勘案して、特定個人が提起した書籍等の閲覧の禁止に係る審査の申請に関する裁決書に記載されている「新聞の自弁購入の可否に係る質問に対する回答とその説明の文書」とした。

2 本件処分について

実施機関が本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 本人からの公開請求について

本件において、審査請求人は、いわゆる自己情報の公開請求を行っているものと解されるが、条例は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず請求を認めていることから、本人から本人に関する情報の公開請求があった場合にも、特定の個人が識別される情報であれば、条例第6条第1号ただし書に該当しない限り、非公開となる。

(2) 条例第6条第1号該当性について

条例第6条第1号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報が記録されている公文書は、原則として公開しないことを定めたものであり、この場合の個人に関する情報には、本件のように特定留置施設に収容されているときに行われた審査の申請という事実行為も含まれる。

よって、対象公文書の存否を回答することは、条例第6条第1号に規定する個人情報（特定の個人を識別することができるもの）を公開することとなる。

一方、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）第229条第3項で準用する行政不服審査法第41条は裁決書への理由付記を定めた手続規定であり、当該規定が、本件対象公文書について法令の規定又は慣行により公にすることが予定されている情報に該当する根拠になり得ないことは明らかである。

また、公務員の職務遂行情報該当性は、本件対象公文書の存否が明らかにできることを前提とした議論であり、存否応答拒否をした本件処分においては公開する根拠にならないものである。

(3) 存否応答拒否について

本件対象公文書の存否を答えることは、特定留置施設に収容されていた特定個人が刑事収容施設法に基づく審査の申請を行ったか否かという事実を回答することと同様の結果を生じさせるものであり、これは、条例第6条第1号に規定する個人情報（特定の個人を

識別することができるもの)を公開することとなり、また、当該個人情報については、条例第6条第1号ただし書に該当しないことから、当該公開請求に係る公文書が存在するかどうかを回答することもできない(条例第9条)。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件公開請求の趣旨等について

審査請求人の公開請求の趣旨は、特定個人である審査請求人本人が刑事収容施設法に基づき提起した書籍等の閲覧の禁止に係る審査の申請に対してなされた裁決書に記載されている「新聞の自弁購入の可否に係る質問に対する回答とその説明の文書」の公開を求めると認められた。

2 本件処分に係る具体的な判断について

審査請求人は、本件対象公文書の存否を答えることで明らかになる情報は条例第6条第1号に規定する非公開事由に該当せず、よって実施機関が条例第9条に基づき行った公文書の存否を明らかにしない非公開決定は不当である旨主張しているので、条例第6条第1号の該当性及び存否応答拒否の妥当性について、以下のとおり判断する。

(1) 条例第6条第1号該当性について

実施機関は、本件対象公文書の存否を答えることで明らかになる特定留置施設に収容されていた特定個人が刑事収容施設法に基づく審査の申請を行ったか否かという事実は、特定の個人を識別することができるものであるとしている。

一方、審査請求人は、本件対象公文書に記載されているべき裁決書の理由部分は、行政不服審査法第41条第1項に規定する「理由部分」であるから審査請求人に開示されるべき情報であって、条例第6条第1号ただし書イに規定する法令及び条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとしている。

また、審査請求人は、留置担当官が質問に対する回答と説明を行っているという「理由部分」は公務員の職務遂行の内容に係る部分であって条例第6条第1号ただし書ロに該当するとも主張している。

これらの点について当審査会で検討した結果、特定個人が刑事収容施設法に基づく審査の申請を行ったか否かという事実行為は、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められた。

一方、刑事収容施設法又は行政不服審査法中には裁決書の理由部分を公にする旨の規定はなく、また、裁決書の理由部分を公にする慣行も確認できなかったことから、条例第6条第1号ただし書イには該当しないと認められた。

更に、審査請求人は本件対象公文書の存否を答えることで明らかになる個人情報は審査請求人本人の情報であるから個人の権利利益を害するおそれはなく、条例第6条第1号には該当しない旨を主張するが、当審査会で検討したところ、同条を含む条例中に、請求人本人に関する情報は非公開事由に該当しないとする規定は認められなかった。

これらのことから、本件対象公文書の存否を答えることで明らかになる情報は条例第6条第1号に該当し、条例第6条第1号ただし書イに該当しないことが認められた。

(2) 存否応答拒否の妥当性について

本件のように特定の個人を指定した公文書公開請求において、対象となる公文書が存在しているか否かを答えることは、当該個人が特定留置施設に収容されている際に刑事収容施設法に基づく審査の申請を行ったか否かという事実の有無を答えることと同様の結果を生じ

させ、これは条例第6条第1号で規定する非公開情報を公開することとなる。

したがって、条例第9条に基づき本件公開請求を拒否した実施機関の決定には相当の理由があると認められた。

なお、審査請求人は、留置担当官が質問に対して回答と説明を行っているという理由部分は公務員の職務遂行の内容に関する情報であって条例第6条第1号ただし書口に該当すると主張する。これは本件対象公文書の存否が明らかにできることを前提とした議論であるが、上記のとおり存否を明らかにできないとして本件公開請求を拒否した実施機関の決定には相当の理由があるため、当該規定の該当性を判断するまでもない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。なお、本件については、文書の存否応答拒否という結論には反対である（仮に非公開という結論をとるのであれば、文書不存在により非公開とすべき）との少数意見があった。

少数意見の理由は次のとおりである。

- (1) 条例は、個人情報に該当する場合には、たとえ本人からの公開請求であっても非公開とする建前であるというのが一般的な理解とされているが、本人に開示することが本人のプライバシーを侵害することになるとは考えられず、条例上も本人開示は認めるべきであると考えられること（平成13年12月18日最高裁（三小）平成9年（行ツ）第21号。いわゆる「レセプト公開請求事件」参照）。
- (2) 仮に、個人情報に該当する限り、条例上は本人開示は認められないという立場を一般論としては認めるとしても、本件の場合、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「個人情報保護条例」という。）上は本人開示が認められていないので（同条例第27条第1項）、審査請求人本人としては、条例及び個人情報保護条例のいずれによっても本人開示が認められないという不合理な結果になること。
- (3) 実施機関は、文書の存否を明らかにすることは、特定留置施設に収容されていた特定個人（審査請求人）が刑事収容施設法に基づく審査申請を行ったか否かという事実を回答することと同様の結果を生じさせるものであるとして文書の存否応答を拒否しているが、前記（1）と同様に、審査請求人本人に文書の存否を回答することが審査請求人のプライバシーを侵害することになるとは考えられないこと及び刑事収容施設法に基づく審査申請を行うことは単なる権利行使であり、そのこと及びそのことが明らかになること自体は審査請求人本人に何らの不利益を及ぼすものとは考えられないこと。
- (4) むしろ審査請求人としては、特定留置施設に収容されていることが明らかにされることの方がはるかに不利益と思われるが、その収容自体新聞報道及び刑事被告人としての裁判が始まること等により公知の事実となっており、また同一の請求者からの別件の情報公開請求に対して、既に実施機関から（収容を認めただうえで）文書の不存在により非公開との決定が本人あてなされているのであるから、本件における文書の存否応答拒否という結論はこの別件の判断と矛盾すると認められること。
- (5) そもそも本件請求は、刑事収容施設法第229条第1項第1号の「処分」（ただし実施機関による口頭意見陳述の結果からは具体的な処分がなされたと認められる事実は認められないので、正確には、その処分の準備行為と認められる事実上の行為又は指示等といえるもの）に対する審査申請の裁決書に、書面で具体的に理由が付記されなかった点（同法同条第3項で準用する行政不服審査法第41条参照）に原因があると認められるものである。上記のとおり、この行為等の処分性には疑義もあるが、実施機関が正式の審査申請と認めてそれに裁決を行っている以上、処分理由は同法の規定に従い裁決書自体において明らかにされることを要するので、この裁決は

違法と判断される余地もある。つまり本件の審査請求人の求めに対しては、同法の規定に従い審査請求人に対して十分にその拒否理由を説明すべきであり、それを行うことなく（その点を原裁判書又は再審査請求の裁判書に明示することなく）漫然と却下処分にしたことは、実施機関の行為としては著しく不誠実な行為と判断される。従って、本件についての条例上の措置としては、文書の存否応答拒否という、言わば門前払い的な処理ではなく、文書の存否を確認したうえで、文書が存在しないのであれば文書不存在につき非公開、文書が存在するのであれば例外的に当該文書の本人開示を行うべきものであると認められること。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成22年2月1日	・ 諮問庁から諮問を受けた。
平成22年2月19日	・ 諮問庁から公開決定等理由説明書を受領した。
平成22年2月25日	・ 審査請求人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成22年6月21日 (第91回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成22年7月12日 (第92回審査会)	・ 諮問庁から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。
平成22年9月1日 (第93回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	桑原 一男	行政書士	
	小森 正悟	弁護士	
	三井 怜子	岐阜県商工会女性部連合会理事	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)